

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受の申出をする者ではありません。		
買受申出人(個人)	☐ 自己の計算において当法人に買受の申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	(陳述書作成日)令和 年 月 日 法人の所在地 〒 法人の名称 代表者氏名 (印) 役員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり		

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受の申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受の申出をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
陳述	私は、暴力団員等ではありません。		
	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受の申出をする者ではありません。		
買受申出人(個人)	☐ 自己の計算において私に買受の申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	(陳述書作成日)令和 年 月 日 住 所 〒 (フリガナ) 氏 名 (印) 性 別 ☐ 男性 ☐ 女性 生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦		

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人) 法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受の申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受の申出をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1 代表者	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
2	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	
	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
3	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	
	住 所	〒	
	(フリガナ)		
4	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	
	住 所	〒	

注 意

- 買受申出人が法人の場合には、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 9月 2日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 廣 瀬 佳 奈

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 9月16日 午前 9時00分から 令和 8年 9月25日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年10月 2日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年10月16日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため、令和 8年 9月 2日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 510, 000 2, 008, 000	一括	502, 000	26, 897	6, 814
1	830, 000				
2	1, 680, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 門真市東江端町
地 番 1 2 1 4 番 1 6
地 目 宅地
地 積 5 0 . 4 8 平方メートル
- 2 所 在 門真市東江端町 1 2 1 4 番地 1 6
家屋 番号 1 2 1 4 番 1 6
種 類 居宅・車庫
構 造 木・鉄筋コンクリート造瓦葺3階建
床 面 積 1階 2 7 . 7 1 平方メートル
2階 3 1 . 3 0 平方メートル
3階 3 1 . 0 3 平方メートル
(現況)
種 類 居宅



物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 22 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 廣 瀬 佳 奈

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 門真市東江端町
地 番 1214番16
地 目 宅地
地 積 50.48平方メートル
- 2 所 在 門真市東江端町1214番地16
家屋 番号 1214番16
種 類 居宅・車庫
構 造 木・鉄筋コンクリート造瓦葺3階建
床 面 積 1階 27.71平方メートル
2階 31.30平方メートル
3階 31.03平方メートル
(現況)
種 類 居宅



令和8年(ケ)第103号
令和8年4月21日受理
令和 年 月 日提出
8.6.-8

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 森 川 友 智

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在 | 門真市東江端町 |
| | 地 番 | 1 2 1 4 番 1 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 0 . 4 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 門真市東江端町 1 2 1 4 番地 1 6 |
| | 家屋 番号 | 1 2 1 4 番 1 6 |
| | 種 類 | 居宅・車庫 |
| | 構 造 | 木・鉄筋コンクリート造瓦葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 2 7 . 7 1 平方メートル
2階 3 1 . 3 0 平方メートル
3階 3 1 . 0 3 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	大阪府門真市東江端町5番5号			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☒ 種類：居宅 ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類： ☐ ある 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 { 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

(表札等の表示)

- 1 表札の表示 なし
- 2 郵便受けの表示 なし

(目的土地の現況について)

- 1 目的土地を適宜概測したところ、形状および地積は概ね地積測量図のとおりであると思われるが、正確には専門家による測量を要する。
- 2 目的土地は目的建物の敷地となっている。
- 3 目的土地は、建築基準法上の道路に接面していない。目的土地が、北西側で接する通路（地番 1 2 1 4 番 2 3、地目：宅地）は、建築基準法上の道路ではなく、所有者は門真市であり、目的土地から公道に出るには、同通路を通行する必要がある。
- 4 目的土地の北側および東側の各隣地上の建物の庇、雨樋等と目的建物の庇、雨樋等が互いの土地上にそれぞれ越境している可能性がある。

(目的建物の現況について)

- 1 目的建物の形状は、概ね間取略図のとおりであると思われる。
- 2 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- 3 目的建物内には、机、椅子、ペットケージのほか、日常生活用品等の動産類が残置されている。
- 4 目的建物内において、猫が飼育されていた形跡があり、3階部分では動物臭が感じられた。
- 5 目的建物は、壁紙の剥がれ、3階ドアに拳大の穴が開いている等建具の損傷が見受けられるほか、経年相当の劣化、損耗が認められる。

(その他の状況について)

- 1 当職は、令和8年4月27日、所有者宛に照会書等の文書を送付したが、同人からは回答がない。
- 2 上記3記載の北西側の通路については、門真市役所の担当者から道路判定は未了である旨の回答を得た。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

執 行 官 の 意 見

(目的物件の占有関係)

ライフライン調査、立入調査の結果から、目的建物は所有者が、住居（空き家）として使用、占有しているものと認める。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年4月22日 11:35 - 11:40	中之島図書館	物件等調査
令和8年4月27日	執行官室	ライフライン調査、照会書送付（所有者宛）
令和8年4月28日 15:55 - 16:05	物件所在地	物件および占有調査
令和8年4月28日 16:30 - 16:50	門真市役所	道路等調査
令和8年4月30日 16:40 - 16:45	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和8年5月11日 10:40 - 11:15	物件所在地	立入調査（評価人帯同）

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和8年5月11日
目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

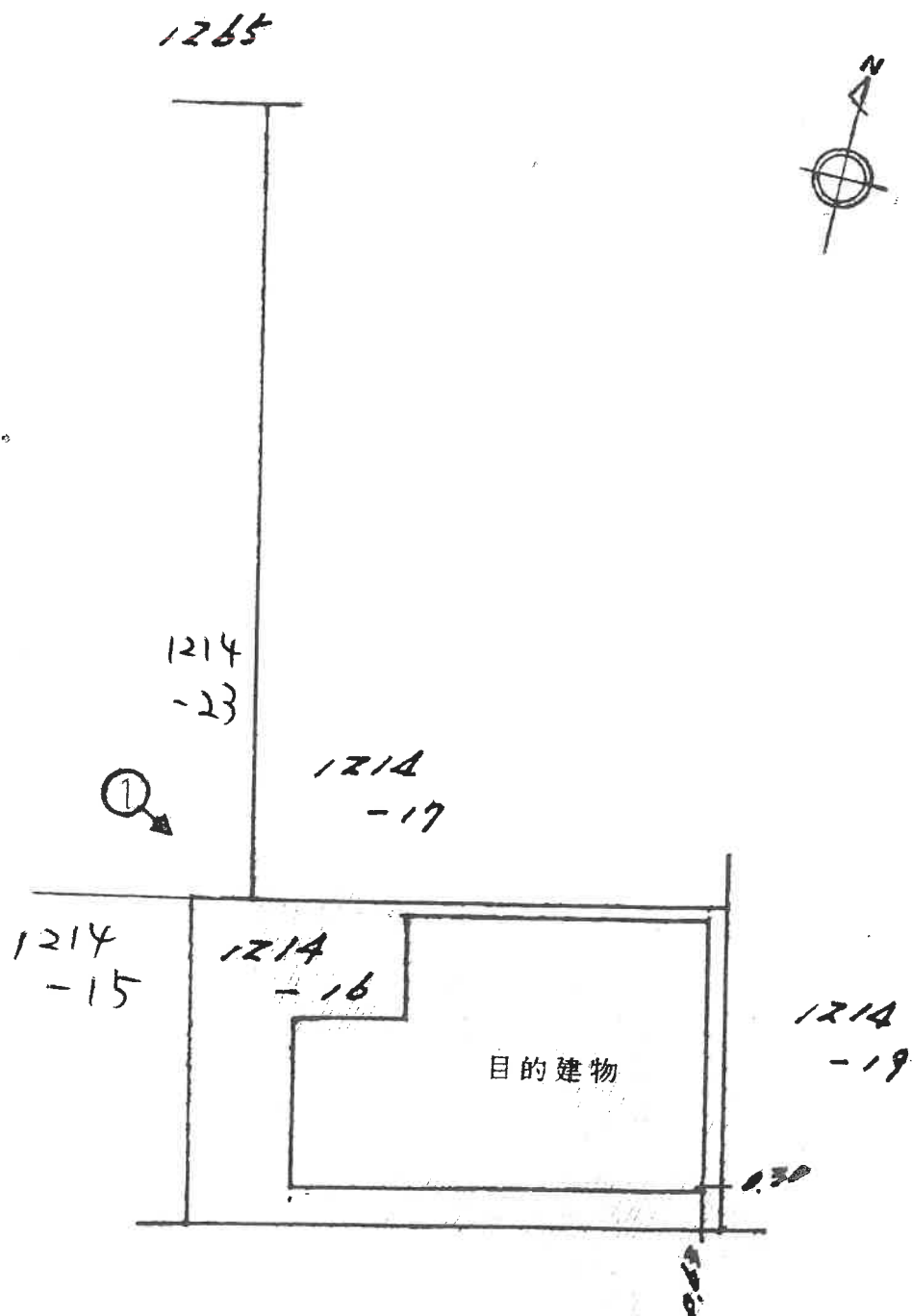
☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

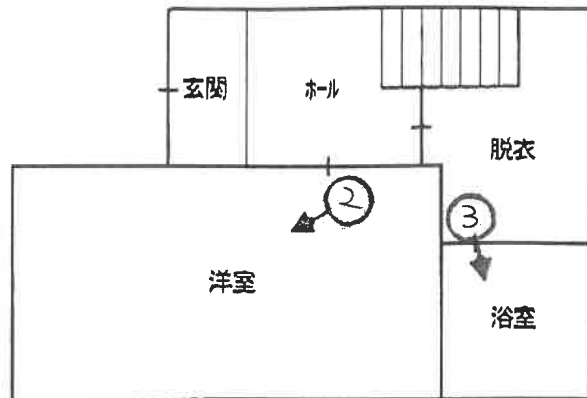
土地・建物位置関係図

(←○写真撮影位置・方向)

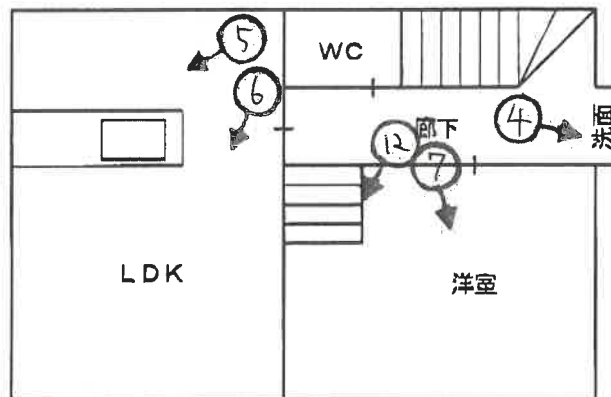


間取略図

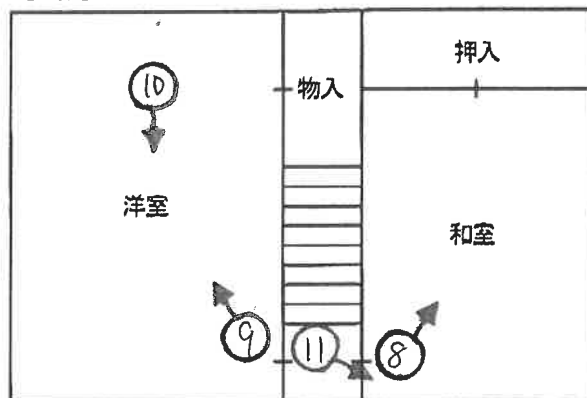
【1階】



【2階】



【3階】



【写真】

①



目的建物

②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪ 3階和室入口ドアの損傷状況



⑫ 2階洋室のクロス剥がれの状況



令和8年（ケ）第103号

令和8年5月11日 現地調査

令和8年6月8日 評価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

中野 聡

第1 評価額

一括価格	
金 2,510,000円	
内訳価格	
物件1	金 830,000円
物件2	金 1,680,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
番号	特 記 事 項		
2	登記上の種類は、居宅・車庫となっているが、現況は居宅となっている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 片町線 近鉄バス (別添「位置図」参照)		住道駅 江端停留所	北方 東方	道路距離 約2,200m 道路距離 約230m
付近の状況	中小規模一般住宅、共同住宅、事業所等が混在する地域				
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域			
	用途地域	第2種中高層住居専用地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	防火規制	準防火地域			
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域等			
画地条件	規模	50.48㎡			
	形状	ほぼ長方形			
	間口・奥行	間口約1.9m・奥行約5.5m			
	高低差等	ほぼ等高			
接面道路の状況	北側	幅員約3.9m道路（建築基準法上の道路に該当しない）			
	接道状況	一方路			
土地の利用状況等	現況	一般住宅の敷地			
	東側	一般住宅			
	西側	一般住宅			
	南側	一般住宅			
	北側	道路等			
供給処理施設	上水道	あり			
	ガス配管	あり			
	下水道	あり			
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。				
土壌汚染等	土壌汚染の可能性の有無について、土地の閉鎖登記簿謄本、過去の住宅地図等からの土地利用履歴調査を行ったところ、対象地自体は汚染物質を使用していた形跡は認められなかった。価格形成への影響は少ないと考えられるが、詳細は不明である。確実な情報を得るには、専門家による土壌調査等を要する。				
特記事項	・浸水想定区域(淀川等) ・建て替え時、建築基準法第43条2項の手続きが必要となる。 ・北側の道路は市管理道路。				

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	（登記記載）昭和59年3月20日新築
	経過年数	約42年
	経済的残存耐用年数	約3年 と判定
仕 様	構 造	木・鉄筋コンクリート造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	モルタル等
	内 壁	クロス貼等
	天 井	ボード張等
	床	フローリング・畳等
	設 備	電気、給排水設備等
	その他	特になし
床面積（現況）	延 90.04㎡ 増築なし	
現況用途等	階 層	3階建
	現況用途	居宅
	間取り	4LDK
品 等	普通程度	
保守管理の状態	壁面、床等に汚れ、剥がれ、疵、破損等が見られた。保守管理状況はやや劣る。	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	・設備機器の動作については未確認。 ・建築計画概要書における予定建物と対象建物とではかなりの相違があり、対象建物に係る建築確認としては特定し難い。検査済証なし。 ・目視の限度において、有害物質（アスベスト含有建材等）使用の有無は不明である。建築年・構造等からそのリスクを否定できない（詳細は専門機関による調査を要す。）。 ・従前室内でペット（猫）が飼育されていた形跡が窺われた。 ・動産類が残置されている。 ・北側、東側の隣接地上の建物に係る庇、雨樋と目的建物に係る庇、雨樋が相互に越境している可能性がある。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地等の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	85,000	0.72	50.48	0.90	2,780,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 門真-2

公示価格等 98,300円/㎡ × 時点修正 100.8/100 × 標準化補正 100/100 × 地域格差 100/117 = 標準画地価格 85,000円/㎡

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位※	規模	形状	その他	総合（相乗積）
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

※ 接道方位：北

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
	1.05	0.97	1.15	1.00	1.17

イ 個別格差：	接面・方位	規模	間口・奥行※1	その他※2	総合（相乗積）
	1.00	1.00	0.80	0.90	0.72

※1 間口狭小

※2 行き止まり道路の最奥部に位置する。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	200,000	90.04	0.08	1,441,000

ウ 現価率

経過年数 約42年

経済的残存耐用年数 約3年

観察減価 25%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = { 残価率5% + (1 - 0.05) × 経済的残存耐用年数3年 / (経過年数42年 + 経済的残存耐用年数3年) } × (1 - 0.25)
= 0.08

※観察減価は中古建物に係る市場の特性、内部・外部の保守状況等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	2,780,000	0.50	法定地上権	1,390,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) × ウ × エ × オ × カ]
1	2,780,000	－ 1,390,000		0.85	0.70		830,000
2	1,441,000	＋ 1,390,000	1.00	0.85	0.70	0	1,680,000
一括価格 (合計)							2,510,000

ウ 占有減価

本件の場合不要と判断。

エ 市場性修正

接道状況、アスベスト含有建材使用の可能性等による需要の減退を考慮して判定した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示 門真-2

所 在 : 門真市岸和田3丁目842番154 「岸和田3-20-8」
価 格 : 98,300円/㎡
位 置 : 京阪本線 大和田駅 南東方 約3000m (道路距離)
価格時点 : 令和8年1月1日
地 積 : 80㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 北側約4.7m市道
用途指定等 : 第2種中高層住居専用地域(建ぺい率60%, 容積率200%), 準防火地域
地域の概要 : 小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 2,102,592 円
物件2 : 1,570,861 円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 間取略図

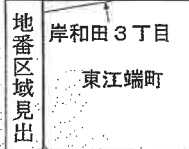
以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在 | 門真市東江端町 |
| | 地 番 | 1 2 1 4 番 1 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 0 . 4 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 門真市東江端町 1 2 1 4 番地 1 6 |
| | 家屋 番号 | 1 2 1 4 番 1 6 |
| | 種 類 | 居宅・車庫 |
| | 構 造 | 木・鉄筋コンクリート造瓦葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 2 7 . 7 1 平方メートル
2階 3 1 . 3 0 平方メートル
3階 3 1 . 0 3 平方メートル |







請 求 部 分	所 在 地 門真市東江端町					地 番 1214番16			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲二	座 標 系 又 は 記 号	VI	分 類	地図(法第 1 4 条第 1 項)	種 類	街区基本調査成果図
作 成 年 月 日	平成19年7月				備 付 年 月 日 (原図)			補 事 記 項	

10

A4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年2月25日 大阪法務局守口出張所

令和8年2月25日

大阪法務局守口出張所

製品名

地圖整理番号:M17819

圖
量
測
積
地

地番	①1214番16・ ②1214番25
土地の所在	門真市東江端町1丁目

点 名	標 識	X	Y
M1	マンホール中心	-141540.794	-34830.156
M2	マンホール中心	-141538.325	-34815.543

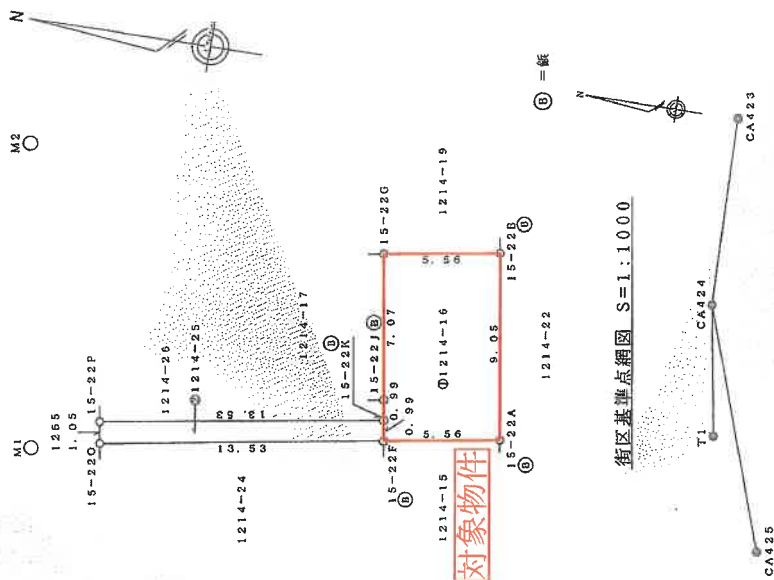
引照点间距		
15-220	M1	3.259
	M2	15.011

座標求積表

地 号	②12.14-16				
测 点	X _n	Y _n	(X _n - X̄ _n)	Y _n	
15-221	-14.1856, 995	-34825, 232	45655, 879152		
15-22K	-14.1857, 157	-34826, 216	11283, 693984		
15-22F	-14.1857, 319	-34827, 201	196876, 167253		
15-22A	-14.1852, 810	-34826, 267	140071, 245874		
15-22B	-14.1861, 341	-34817, 336	-842467, 927004		
15-22C	-14.1855, 846	-34818, 248	-161320, 997116		
		俯 猜	100, 981243		
		面 猜	50, 4806216		
		地 猜	<u>5.0748</u>		
		序 数	1582270		

地 带	②1214-26.
测 点	X _p
15-22F	-141543.805
15-22D	-141543.976
15-22E	-141557.319
15-22K	-141557.157
	借 核
	面 积
	地 积
	座 数

测 地 系	平面直角坐标系 (第VI系)
测 量 年 月 日	合 和 元 年 1 0 月 9 日



街区基準点網図 $S=1:1000$

既知点の名称	X	Y
補助点 CA423	-141533.457	-34770.695
補助点 CA424	-141534.499	-34807.381
補助点 CA425	-141550.374	-34853.328
T1	-141538.935	-34839.430

作者

申請人



(金和元年 11月 13日作成)

縮尺	1/250
----	-------

(大阪土地家屋調査士会)

A4判に縮小

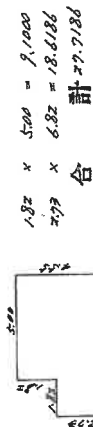
登記年月日：昭和60年6月18日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年2月25日 大阪法務局守口出張所

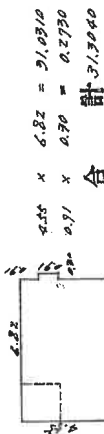
4650128

各階平面図

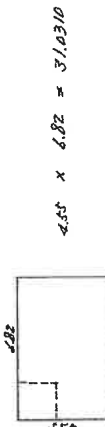
1階平面図



2階平面図



3階平面図



建物平面図

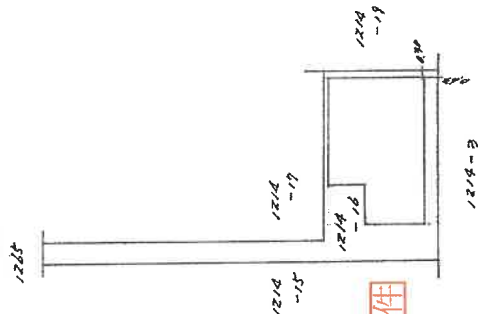
家屋番号

1214-16

建物の所在

門真市大字岸和田 1214巻地16

東江端町



対象物件

作製者

17日作製

縮尺

1/250

申請人

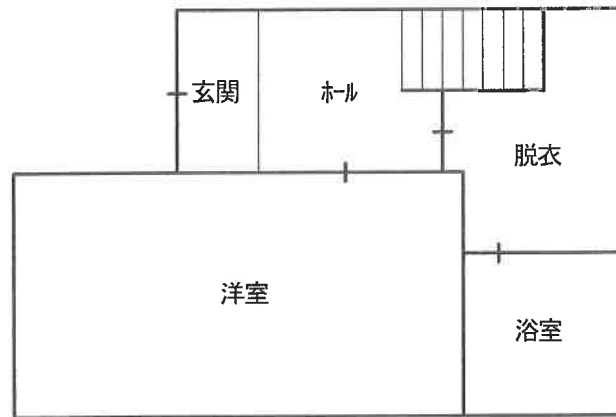
縮尺

1/250

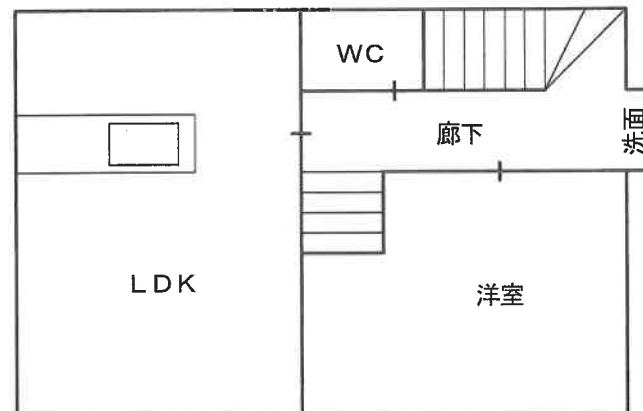
地図整理番号：M17820

間取略図

【1階】



【2階】



【3階】

